

下水道使用料のあり方について（答申）

四日市市下水道事業運営委員会

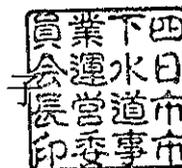
本委員会は、平成29年1月20日に貴職から諮問を受けた「下水道使用料のあり方について」を、平成17年度本委員会答申「下水道使用料の改定方針について」、および、平成19年度本委員会答申「下水道使用料の改定について」を踏まえ現状と今後の推移を鑑み審議を行った。

この度、その結果をとりまとめたのでここに答申する。

平成29年4月26日

四日市市長 森 智広 様

四日市市下水道事業運営委員会
委員長 岩崎 祐



四日市市下水道事業運営委員会名簿

委員 長 岩 崎 祐 子

委 員 東 川 薫
(委員長職務代理者)

委 員 河 合 正 一

黒 田 治 久

中 嶋 敦 子

林 や す こ

水 谷 慎 志

(敬称略)

目 次

1. 本市の下水道事業の状況	1
1.1 中長期財政見通し	1
1.2 資本費回収率及び人口普及率の見通し	1
2. 類似都市との比較	2
2.1 主要指標について	2
2.2 下水道使用料及び累進度について	2
3. 下水道使用料の改定について	3

参考「下水道使用料の改定について」平成19年5月(答申)の概要

本市の下水道事業を取り巻く環境は、平成20年4月の下水道使用料改定後、9年が経過し、人口減少や節水機器の普及などから厳しくなっている。

また、下水道整備については施設の耐震化、老朽施設の更新及び生活排水処理施設整備計画（アクションプログラム）に基づく未普及対策整備を着実に進めていく必要があり、今後の中長期財政見通しにおいても非常に厳しい状況が見込まれることから「下水道使用料のあり方について」貴職から諮問を受けた。

平成17年度、平成19年度の答申及び本市の下水道事業の状況、類似都市との比較を踏まえて審議した。

1. 本市の下水道事業の状況

1.1 中長期財政見通し

収益的収支については、下水道使用料は、生活排水処理施設整備計画（アクションプログラム）に基づき整備することで水洗化人口が毎年増加する一方、節水機器の普及などによる影響から戸当たり使用水量が減少し、ほぼ横ばいが続く状況である。また、平成31年度には使用料単価が「総務省が示す最低基準価格である1㎡当たり150円」を下回る見込みである。

これにより、総務省が定めた地方公営企業繰出基準において「適正な下水道使用料を徴収していない」こととなり、資本費に充当している一般会計からの繰出金が繰出対象外となるため、平成31年度には損益が赤字となる。（資料 1）

資本的収支については、事業費（汚水）は、生活排水処理施設整備計画（アクションプログラム）に基づき、平成37年度までに市街化区域の整備を完了させるとともに、施設更新、地震対策を進めるため、大幅な増加を見込んでいる。

このようなことから資本的収支不足額は27億円から32億円の範囲で推移するが、平成31年度には一般会計から繰出されないため、資本的収支不足額を補てんする損益勘定内部留保資金に不足が生じ、経営に支障をきたすこととなる。

（資料 2）

1.2 資本費回収率及び人口普及率の見通し

平成19年度の答申は、「下水道使用料の見直しは、下水道使用料収入が維持管理費の全額を賄うとともに、資本費については下水道の整備進捗に見合った額を回収すること」としたが、平成20年度の下水道使用料改定は、市民生活への影響に配慮し、急激な値上げとならないように整備進捗を示す人口普及率68.8%に対して資本費回収率を48%（平均改定率30%）としている。

下水道使用料改定後、資本費回収率を人口普及率に段階的に近づけるように使用料改定について検討する中で平成26年度からの使用料改定の検討においては、消費税増税の時期と重なったことから市民生活への影響に配慮し、使用料改定を見送っている。

その結果、下水道整備が進捗し人口普及率が上昇する一方で、資本費回収率は減少傾向となり、平成30年度には資本費回収率が人口普及率の半分以下になると見込まれる。

このことは、平成19年度答申と乖離しており、受益者負担の原則からも使用料改定

が早急に必要な状況にある。(資料 3)

2. 類似都市との比較

総務省が公表している平成27年度下水道事業決算統計資料に基づき、四日市市と類似都市10都市(処理区域内人口20万人から40万人)及び全国平均(地方公営企業法適用291団体)と比較し検証を行った。

2.1 主要指標について

整備進捗を示す人口普及率は、四日市市が約75%に対し、類似都市約76%、全国平均約74%と同程度である。

一方、四日市市の資本費回収率約53%、原価回収率約70%は、類似都市の資本費回収率約72%、原価回収率約82%及び全国平均の資本費回収率約72%、原価回収率約89%に比べともに低い状態にある。

下水道事業の整備進捗は同水準にあるが、下水道使用料による資本費回収率および原価回収率は低い状況にあり改善の必要があるといえる。(資料 4)

	人口普及率 (%)	資本費回収率 (%)	原価回収率 (%)
四日市市	75.3	53.39	70.28
類似都市平均	76.3	71.92	81.97
全国平均	74.1	72.11	89.00

2.2 下水道使用料及び累進度について

四日市市の基本使用料は、類似都市に比べ最も安価で小口利用者の負担が少なくなっている。

一方で、200m³以上の使用料は、長崎市に次いで高く大口利用者の負担が大きいことが分かる。

また、累進度(最大単価/最小単価)については、平成20年4月の使用料改定において、累進度を4.3から3.8としたが、類似都市平均2.5と比較すると大口利用者の負担割合が高く、累進度が依然として高い状態にある。

以上のことから、大口利用者に過度な負担とならないようバランスのとれた使用料体系となるよう累進度を見直す必要がある。(資料 5)

3. 下水道使用料の改定について

平成20年4月の改定後、9年が経過して整備が進捗する中、経営状況が大きく変化したことから、使用料改定が必要な状況にあることは既に述べてきた。

本委員会は、貴職が本答申をもとに「下水道使用料の改定」「市民への説明」「適正規模の確保」を具体化され、市民により良い生活環境を将来にわたって提供されることを期待する。

1 (改定時期)

<答 申>

本答申に基づく新しい下水道使用料の適用開始は、平成30年度当初を目途とすること。

平成19年度答申の改定基準「資本費回収率を整備進捗見合いとする」から乖離しており、受益者負担の原則から使用料改定が必要な状況にある。

また、下水道整備の進捗に伴い水洗化戸数は増加するものの、平成31年度には1戸当たり水量の減少から『総務省が示す最低基準単価150円/㎡』を下回ることによって企業債利息・減価償却費（資本費）に充当している繰出金が繰出対象外となる。このため、損益は赤字となり損益勘定内部留保資金が不足し経営に支障をきたすこととなることから早急な使用料改定が必要である。

以上のことから、平成30年度には下水道使用料の改定が必要であると考えている。

2 (基本水量)

<答 申>

基本使用料に賦与する基本水量は、現行の5㎡を維持することとし、基本使用料に基本水量を賦与しない制度についても検討すること。

平成20年4月の使用料改定において、使用水量が10㎡以下の市民の節水努力に対応するために、基本水量を水道の小口径の基本使用料の基本水量と同じ5㎡とし、市民にとって節水努力に対応し、わかりやすい制度となったことから、現行制度を維持することとする。

なお、基本水量を賦与しない制度についても、引き続き検討していくことを求めるものである。

3 (従量区分)

<答 申>

従量区分は、現行の水量での4区分を維持すること。

平成20年4月の改定で従量区分をわかりやすくするため、4区分に半減させている。

4区分は、「5㎡を超え30㎡まで」は一般家庭、「30㎡を超え100㎡まで」、「100㎡を超え500㎡まで」、「500㎡を超える」は小・中・大規模事業所の排水を想定したもので他都市の状況と比較して現段階での見直しは必要ないと考える。

4 (基本使用料と累進度)

<答 申>

大口利用者の負担が過度とならないように利用者間の負担バランスに配慮し、広く多くの利用者から安定した収入を得られるような基本使用料及び累進度とすること。

産業都市として企業立地を進めるため、また、大口の利用者が下水道を利用なくなると、大口の利用者を除く下水道利用者の負担が結果として大きくなることから、大口の利用者の負担が過度に大きくなるよう累進度を設定することを求めるものである。

また、これは、大口の利用者は経済情勢に対応して排水量が大きく変動する可能性が高いため安定した下水道事業経営の観点からも、基本使用料を含め広く多くの利用者から安定した収入を得られるように累進度を設定することを求めるものである。

上記は、平成20年4月の改定で配慮されたものの、他都市と比べ高い水準にあることから更なる配慮を求めるものである。

5 (改定基準)

<答 申>

下水道使用料の見直しは、下水道使用料収入が維持管理費の全額を賄うとともに、資本費については下水道の整備進捗に見合った額を回収することとし、資本費回収率=人口普及率を基準とすること。

これは、下水道整備完了時点において、公費が負担する部分を除いて、下水道使用料収入=維持管理費+資本費(汚水=私費の原則)を満たすことを前提としたものである。

平成20年4月には、市民生活への配慮から急激な使用料値上げを避け緩和措置を行い、資本費回収率48%(平均改定率30%)となる使用料改定を行っている。

その後、平成26年からの使用料改定の検討において、消費税増税と重なり使用料改定を見送った。この結果、資本費回収率と人口普及率との差が拡大していることから、資本費回収率を人口普及率とする基準に基づき適正に改定を行うよう求めるものである。

6 (見直し期間)

<答 申>

下水道使用料の改定について3年ごとに検討し、検討結果を本委員会に報告すること。但し、社会情勢の変化に対応して、この期間を短縮することを妨げない。

料金見直し期間を極端に短くすると、現状分析が不十分になるとともに、改定する場合、市民への周知などに弊害が生じると考えられる。

、料金見直し期間を長期にすると、将来発生する費用や有収水量等の推計が難しくなること、社会環境の変化に対応できなくなること等の弊害が生じると考えられる。

以上のことから、3年に1度、下水道使用料が適正な水準にあるか否か、また、その状況に対する対応を明らかにすることを求めるものである。

7 (適正規模の確保)

<答 申>

下水道使用料が他の生活排水処理施設に比べて適正な水準にあることが必要であり、中長期的な計画である生活排水処理施設整備計画（アクションプログラム）などの適確な基準に基づき整備・維持管理を行い、下水道使用料の算定経費である維持管理費や資本費が過大なものにならないように留意すること。

下水道整備の進捗にあわせて下水道使用料を設定することとしたが、その使用料の対象となる経費が他の生活排水処理施設に係る経費に比べ過大にならないようにすることを求めるものである。

また、適正な規模の整備が、受益者が負担する費用を最も小さくすることから、その考え方に立ち策定された生活排水処理施設整備計画（アクションプログラム）に従い適正な規模の整備を要請するものである。

8 (市民への説明)

<答 申>

下水道使用料の見直しについて、市民に十分周知することが求められ、下水道使用料の改定内容、改定根拠にとどまらず、事業概要、経営状況、経営改善に向けた取り組みなどについても、丁寧にわかりやすい説明に努めること。

これは、市民に下水道事業の経営全般にわたり説明することにより、下水道使用料の改定内容やその根拠が明確になるとともに、今回の説明が市民の下水道事業への理解を高めるよい機会ととらえて、市民への説明に努めることを求めるものである。

むすび

下水道事業は、市民の生活環境を高めるとともに、公共用水域の水質改善を図り、次世代に良好な水環境を継承させる責任を果たすため、健全経営に努め独立採算制の原則の下、自立した経営が求められる。

本答申においては、『独立採算制の原則の下、自立した経営』を具体的に『下水道整備完了時点において、公費が負担する部分を除いて、下水道使用料収入＝維持管理費＋資本費（汚水＝私費の原則）を満たすことを前提としたものである。』と表現し、改定基準を資本費回収率＝人口普及率としている。

しかし、本委員会の議論においても改定基準どおりの改定は、大幅な改定となり市民生活への影響から配慮が必要と言う意見もあった。

市民生活への配慮は、一般会計から下水道事業への繰出金の増加を意味し、このことについては十分な議論が必要であり、安易に一般会計からの繰出金に頼ることのないよう望むものである。

また、下水道使用改定は、市民生活に直接影響が及ぶものであり、コスト削減の不断の努力を行うことはもちろん、市民の理解が得られるよう、丁寧な説明を続けるよう申し添える。

参考 「下水道使用料の改定について」平成19年5月（答申）の概要

議論の基本となる平成19年5月の「下水道使用料の改定について（答申）」の概要は以下に示すとおりである。

（改定時期）

- 1 本答申に基づく新しい下水道使用料の適用開始は、平成20年度当初を目途とすること。

（基本水量）

- 2 基本使用料に賦与する基本水量は、現行の10^mを5^mに改定すること。但し、将来においては、基本使用料に基本水量を賦与しない制度を検討すること。

（従量区分）

- 3 従量水量の区分は、現行の「10^mを超え20^mまで」、「20^mを超え30^mまで」、「30^mを超え50^mまで」、「50^mを超え70^mまで」、「70^mを超え100^mまで」、「100^mを超え500^mまで」、「500^mを超え1000^mまで」、「1000^mを超える」の8区分を、「5^mを超え30^mまで」、「30^mを超え100^mまで」、「100^mを超え500^mまで」、「500^mを超える」の4区分に改定すること。

（基本使用料と累進度）

- 4 基本使用料は、基本水量の変更と現行基本使用料とのバランスに配慮し、10^m／月までの下水道利用者の負担が急激に大きくなるようにすること。また、大口利用者の利用が継続し、かつ、新たな接続を促せるように、その負担が過度なものとならないように、従量水量の多い区分の使用料率についても十分配慮すること。

（改定基準）

- 5 下水道使用料の見直しは、下水道使用料収入が維持管理費の全額を賄うとともに、資本費については下水道の整備進捗に見合った額を回収することとし、資本費回収率＝処理可能区域内人口／下水道整備計画人口を基準とすること。

なお、今回の改定にあたっては改定率を緩和する経過措置として、資本費回収率＝水洗化人口／行政人口、または、資本費回収率＝水洗化人口／下水道整備計画人口を基準とすることも認められる。

（見直し期間）

- 6 下水道使用料の改定について3年ごとに検討し、検討結果を本委員会に報告すること。但し、社会情勢の変化に対応して、この期間を短縮することを妨げない。

（適正規模の確保）

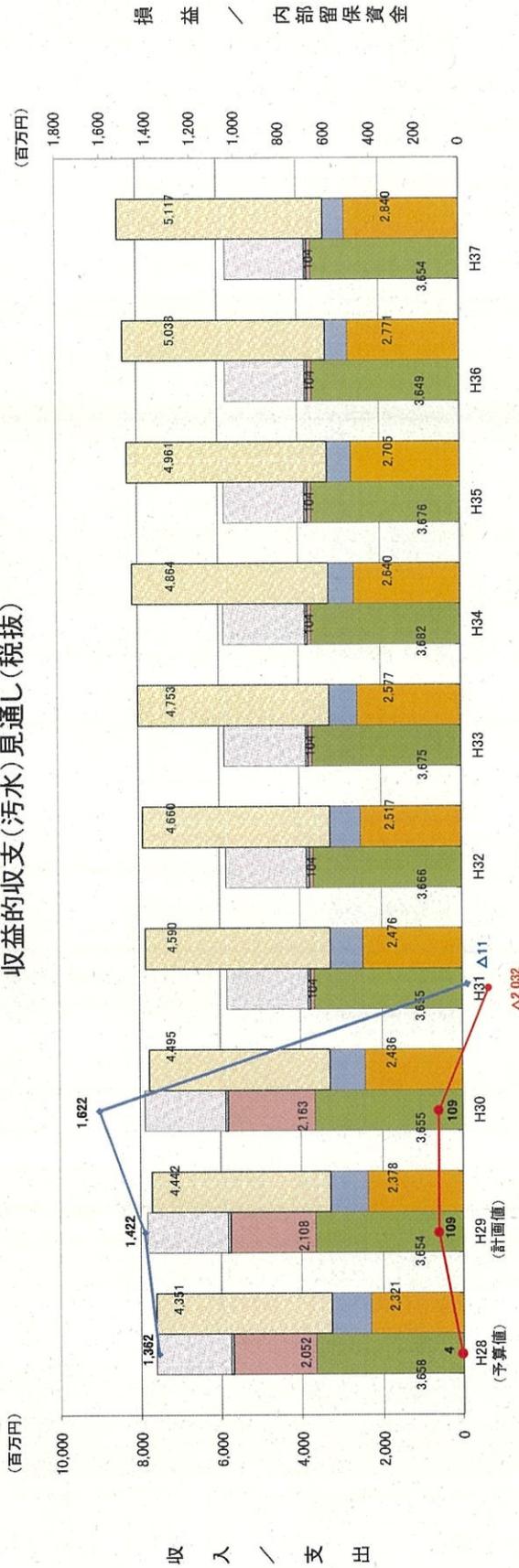
- 7 下水道使用料が他の生活排水処理施設に比べて適正な水準にあることが必要であり、生活排水処理施設整備計画（アクションプログラム）や下水道事業経営計画などの適確な基準に基づき整備・維持管理を行い、下水道使用料算定対象経費である維持管理費や資本費が過大なものにならないように留意すること。

(市民への説明)

- 8 下水道使用料の見直しについて、市民に十分周知することが求められ、下水道使用料の改定内容、改定根拠にとどまらず、事業概要、経営状況、経営改善に向けた取り組みなどについても、丁寧にわかりやすい説明に努めること。

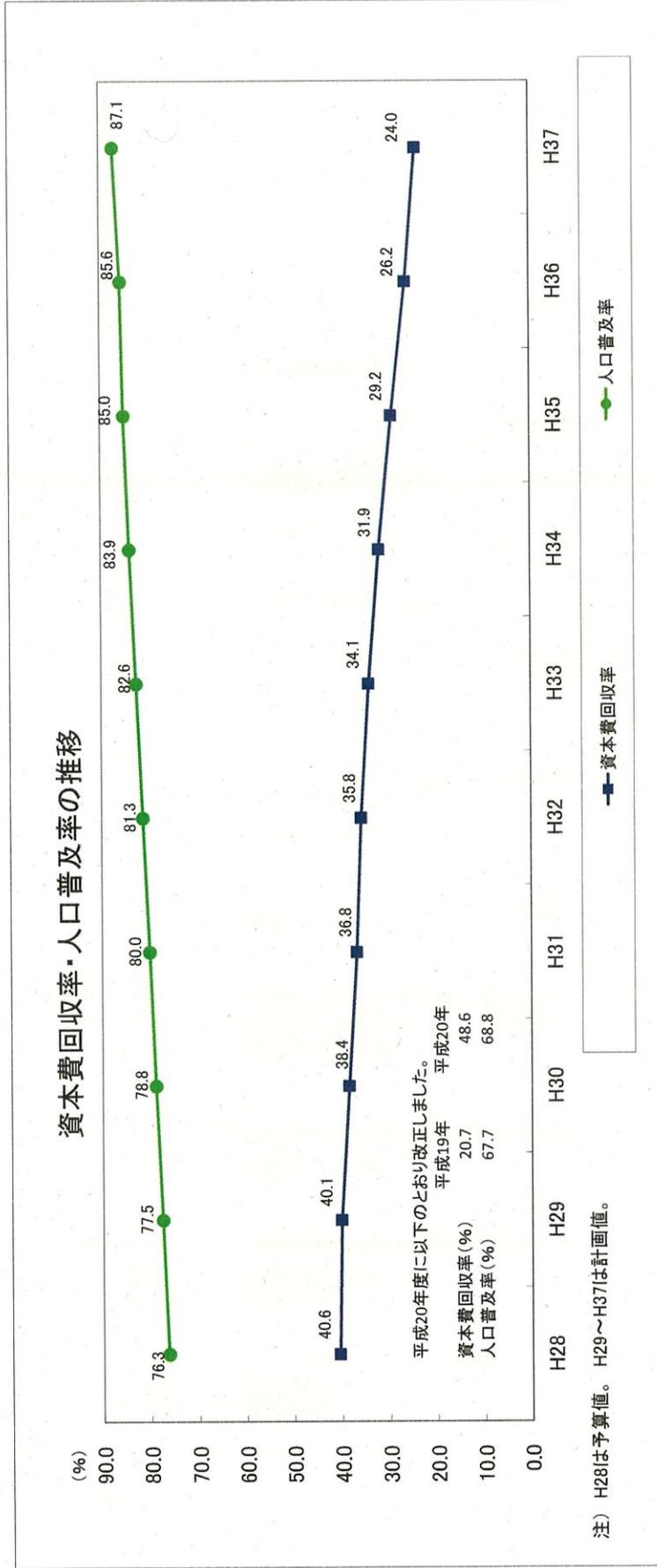
資料 1

収益の収支(汚水)見通し(税抜)



	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
【収入】										
下水道使用料	3,656	3,654	3,655	3,655	4,660	4,753	4,866	4,961	5,038	5,117
他会計補助金(汚水)	2,052	2,108	2,163	2,163	2,517	2,577	2,640	2,705	2,771	2,840
その他収益の収入	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
長期前受金戻入	1,862	2,016	2,009	2,003	2,007	2,007	2,028	2,003	1,987	1,972
収入合計	7,642	7,848	7,897	7,897	9,854	9,932	10,584	10,684	10,810	10,980
【支出】										
維持管理費	2,321	2,378	2,436	2,476	2,517	2,577	2,640	2,705	2,771	2,840
企業債利息	966	919	857	798	741	687	637	590	551	518
減価償却費	4,351	4,442	4,495	4,590	4,660	4,753	4,864	4,961	5,038	5,117
支出合計	7,638	7,739	7,788	7,864	7,918	8,017	8,141	8,256	8,360	8,475
損益(汚水)＜収入－支出＞	4	109	109	109	2,032	2,071	2,257	2,403	2,550	2,675
使用料単価(税抜)(円/㎡)	151.41	150.79	150.18	149.57	148.96	148.36	147.76	147.16	146.57	145.98
損益勘定内部留保資金	1,362	1,422	1,622	1,622	1,730	1,834	1,938	2,042	2,146	2,250
有収水量(千㎡)	24,156	24,235	24,338	24,440	24,616	24,772	24,924	24,981	24,896	25,038

資料3



	※H20	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
資本費回収率 (%)	48.6	40.6	40.1	38.4	36.8	35.8	34.1	31.9	29.2	26.2	24.0
人口普及率 (%)	68.8	76.3	77.5	78.8	80.0	81.3	82.6	83.9	85.0	85.6	87.1

※平成26年度から地方公営企業法改正により算定方法が変更されました。

類似団体主要指標比較表

団体名	処理区域内人口	人口普及率 %	一般家庭使用料 (1ヶ月20m3あたり) 円/月	使用料単価 円/m3	汚水処理原価 円/m3	資本費回収率 %	原価回収率 %
盛岡市	259,120	88.4	2,407	153.03	209.55	60.18%	73.02
福井市	218,151	82.2	2,138	127.75	160.03	68.36%	79.83
岐阜市	381,350	92.4	2,192	110.67	126.50	76.53%	87.49
豊橋市	269,239	71.3	1,911	131.80	136.51	93.58%	96.55
岡崎市	331,361	86.4	1,998	118.38	161.72	57.80%	73.20
豊田市	281,387	66.5	1,944	121.39	171.97	55.22%	70.59
高松市	260,609	61.0	2,461	144.79	209.19	51.94%	69.22
松山市	315,552	61.1	3,315	178.38	217.50	75.59%	82.10
長崎市	399,309	92.1	3,240	209.22	215.80	94.87%	96.95
大分市	295,828	61.9	2,741	156.52	172.57	85.15%	90.70
類似団体平均	301,191	76.3	2,435	145.19	178.13	71.92%	81.97
四日市市	235,176	75.3	2,592	152.28	216.68	53.39%	70.28
全国平均	251,542	74.1	2,789	154.48	221.17	72.11	89.00

* 全国平均：全国の法適用291団体

出典：平成27年度下水道事業決算統計資料

使用料比較表

使用量(m)	四日市市	平均	盛岡市	福井市	岐阜市	豊橋市	岡崎市	豊田市	高松市	松山市	長崎市	大分市
0	486	951	977	1,037	945	832	756	756	1,003	1,065	1,080	1,089
5	486	1,010	1,197	1,037	1,096	832	810	810	1,003	1,225	1,188	1,089
8	907	1,045	1,329	1,037	1,187	832	842	842	1,003	1,321	1,253	1,089
10	1,188	1,095	1,417	1,037	1,247	832	884	864	1,239	1,385	1,296	1,089
13	1,609	1,503	1,714	1,367	1,594	1,156	1,204	1,188	1,592	1,964	1,879	1,584
15	1,890	1,777	1,912	1,588	1,825	1,372	1,431	1,404	1,840	2,350	2,268	1,915
20	2,592	2,438	2,407	2,138	2,192	1,911	1,998	1,944	2,461	3,315	3,240	2,741
25	3,294	3,257	3,102	2,759	3,046	2,776	2,585	2,646	3,350	4,395	4,212	3,567
30	3,996	4,087	3,797	3,380	3,688	3,640	3,456	3,348	4,220	5,475	5,184	4,393
40	6,264	5,906	5,717	4,828	4,973	5,368	5,238	4,752	5,958	7,705	7,128	6,305
50	8,532	7,585	7,637	6,275	6,259	7,096	7,020	6,696	7,697	9,935	9,072	8,217
60	10,800	9,909	10,157	8,143	7,609	9,580	9,288	8,640	9,868	12,345	13,338	10,366
80	15,336	14,555	15,197	11,880	10,309	14,548	13,824	12,528	14,210	17,165	21,870	14,664
100	19,872	19,202	20,237	15,617	13,009	19,516	18,360	16,416	18,551	21,985	30,402	18,963
200	52,272	43,873	45,437	34,301	26,509	47,596	41,040	35,856	40,259	46,385	80,082	42,831
250	68,472	56,281	58,037	44,291	33,259	61,636	52,380	45,576	51,113	58,585	104,922	54,765
300	84,672	68,855	70,637	54,281	40,009	75,676	63,720	55,296	61,967	72,285	129,762	66,699
500	149,472	120,019	121,037	94,241	67,009	131,836	109,080	104,976	105,383	124,085	229,122	114,435
1000	333,072	253,141	247,037	197,921	138,289	272,236	222,480	229,176	232,283	261,085	477,522	247,275
1250	424,872	321,046	310,037	249,761	175,549	342,436	279,180	291,276	295,733	333,585	601,722	320,175
2000	700,272	524,763	499,037	405,281	287,329	553,036	449,280	477,576	486,083	551,085	974,322	538,875
2500	883,872	660,374	625,037	508,961	361,849	693,436	562,680	601,776	612,983	696,085	1,222,722	684,675
2600	920,592	687,736	650,237	529,697	376,753	721,516	585,360	626,616	638,363	725,085	1,272,402	713,835
累進度	3.8	2.5	1.8	2.0	1.2	3.4	2.6	2.9	2.0	2.1	3.8	2.7

赤字は四日市より高い料金

累進度＝最大単価/最小1m単価

(平成29年3月31日現在)

